

北海道の建設産業で働く季節労働者

川村 雅則

川村 雅則（かわむら まさのり）

1974年北海道岩内町生まれ。

北海道大学大学院教育学研究科博士課程修了。

現在、北海学園大学経済学部講師。専門は、労働経済論（交通労働と若者労働等）。

<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>

危機にさらされる季節労働者の生活

行財政「改革」のもとで、公共事業費の削減が急速に進んでいる。歴史的に公共事業依存型の産業構造が形成されてきた北海道においてその影響は甚大である。建設投資額（出来高ベース）で公共事業費をみると、1999年に3.0兆円だったのが、2004年（最新値）にはその約半分の1.5兆円にまで減少している（国交省資料）。それにともない建設労働市場が急速に縮小している。ピーク時に35万人（全産業就業者の13%超）を数えた建設就業者は、2006年にやや回復したとはいえ27万（同、10%超）にまで縮小した。

本稿でとりあげるのは、積雪寒冷地という特性ゆえに毎年冬には失業を余儀なくされ、また、北海道における大型開発事業に動員され続けてきた季節労働者である。いま、彼らの生活が危機にさらされている。冬期間の彼らの生活を支えてきた特例一時金の給付額は50日分から40日分（いずれは30日分）に減額され、なおかつ、もう一つの支えであった冬期技能講習受講給付金は、講習制度自体が廃止されるに至った。

政府はいま、通年雇用促進支援事業と称して、季節労働者の通年雇用化を図ろうとしているが、その実現がいかに困難であるかは過去の経験が示している。かかる制度改変のもとで、高齢化した季節労働者の生活はどうなるのか。そうした危機意識にもとづき建設政策研究所北海道センターで行った、季節労働者の仕事や生活をめぐる2つの調査の結果を報告する。あわせて、彼らの雇用・生活を改善するための試論を最後に提起する。なお、上記の調査は、(a)技能講習会場で受講者を対象に行った2006年度の調査（有効回答1850部）と、(b)講習受講経験者に対して郵送方式で2007年度に行った調査（有効回答は711部）である。両調査結果の詳細は後日ホームページに掲載予定である。

年収200万円、社会保険制度からの排除

短期雇用特例被保険者数をもとに算出した北海道の建設産業で働く季節労働者の数は7.7万人で、季節労働者全体の6割に及ぶ（北海道労働局調べ）。

我々の調査で明らかになった第一は、季節労働者の就労日数の少なさと賃金水準の低さである。前者については、対前年比で就労日数が減ったものが全体の3分の1（32.6%）を占め、残りのほとんどは「ほぼ同じ」（57.7%）で、日数が「増えた」のは1割（9.7%）に過ぎなかった。あるいは、今年の1月から7月までの就労日数の合計（平均値）は96日で、8月以降の就労日数がこれに加わるとはいえ、四半世紀前（『季節労働白書』）の年間234日という数値と比べると大きく減少している。

それに対して、後者、すなわち賃金水準は軒並み低い。基本日額（平均値）では男性で9786円、女性では6420円である。回答者の中で最も多い職種である普通作業員に限ると8000円台である。当然、年収ベースにおいても、女性のほぼ全員（97.7%）、あるいは、男性の5割（51.7%）が、それぞれ200万円未満という水準におさまることになる。

むろん、本人収入が少なくとも他に就労者が世帯にいれば問題の深刻さは薄まることになるが、高齢化する彼らの世帯には、そもそも同居家族がいないか、いても就労者がいないというものは、例えば男性の場合には合計で4割を占めている。

特徴の第二は、社会保険制度をめぐる問題である。すなわち、彼らの多くが加入する国民年金や国民健康保険は、保険料が高い一方で給付の内容は低い・乏しい（例えば、国民年金は40年掛けても月に6.6万円の給付額であることや、国保には病気で仕事を休む際の傷病手当がないなど）。

だがさらに深刻なのは、そもそもそういった制度に加入さえできないものが存在することである。すなわち、60歳未満の男性の場合では、公的年金を「ま

まったく掛けていない」か、あるいは、掛けていないケースを相当数含むであろう「分からない」という回答が、合計で3割、とりわけ若い年齢層では4、5割にも、それぞれ及んだ。彼らの老後はどう支えられることになるのか。関連していえば、「建設業退職金制度」に現在の勤め先が加入しているのが明らかなのは4割にとどまった。70歳以上の回答者の4割がなお就労していたのは、いわゆる「生きがい就労」とは無縁の、働かなければ生きていけない彼らの生活の困窮を物語る。

さて、後者の国保に関しては、高過ぎる保険料(税)を払えずに受診を控えて不幸にして命を落とすケースが全国で報告されているが、季節労働者も同様の状況におかれている。すなわち、全体の3割が保険料を滞納しており、かつ、正規の保険証から短期保険証に切り替えられたり、窓口で10割負担の資格取得証明書を交付されているケースが全体の2割を占めていた。40、50歳代では前者は4、5割、後者は3割にまでそれぞれ拡大する。

医療に関連して一点述べておきたいのは、一般産業の労働者と比較した際の彼らの健康水準の低さである。すなわち、今回の調査はいわゆる質問紙調査ではあるが、例えば、仕事による普段の疲労の程度が高かったり、振動障害など職業性関連疾患を疑わせる症状の訴えが少なくなかった。長期にわたり、劣悪な作業環境で、様々な工具や有害物質等を使って働いてきた彼らの健康問題が放置されている懸念がある。

公共事業改革と仕事づくり

ケガや病気あるいは高齢のために十分に働くことができないものの所得の保障や社会保障制度の改革が求められているのは言うまでもない。冒頭に掲げた制度の改変は、生活保護の受給を希望すると回答したものが1割超もいたほどの困窮にある彼らの生活にいかなる影響を与えることになるだろうか。緊急避難的な対策が必要ではないか。

あわせて、生活の困窮を背景にしているとはいえ、多くの季節労働者は冬も(通年で)働き続けることを望んでいる。彼らに対する仕事をどう確保してゆけばよいか。答えは容易に得られるものではないが、私達が考えているのは、公共事業改革を通じた仕事づくりである。それは、公共事業をめぐる問題、すなわち、無用のインフラ整備・環境破壊・国や自治体の財政逼迫・談合に象徴される不公正な慣習などに対する国民のまっとうな批判に一見すると応えるかのようでありながら、そのじつ、経済成長をなお前提として特定地域や大型開発事業に事業費を集中させて、総額の削減を図る現行の公共事業「改革」とは立場を異にする。我々は、高齢者人口がますます増加し、かつ、人口減が避け得ない将来社会にあっては、大型の開発事業ではなく、キーワード的に言えば、生活基盤型・福祉関連型・リフォーム型の公共事業こそを増大させていくべきと考える。それは、雇用創出効果という点でも、地域経済への波及効果という点でも、よりすぐれていることが指摘されている。

むろん、求められている社会資本の内容は地域によって異なるだろう。その意味では、事業の企画段階から、地域住民を含む幅広い関係者の参画が欠かせない。言い換えれば、公共の名のもとにこれまでの公共事業がいかに関係者不在で進められてきたかを問う必要がある。また、公共事業イコール建設という枠組みを脱する柔軟さも必要ではないか。数年前に行われた「緊急地域雇用特別交付金事業」では、当該地域で必要とされている事業が各自治体によって企画され、民間事業者等がそれを受注して雇用をうみだすという方式が採用されていた。問題点もあったが、いま、あらためて学ぶべき要素を多くもった雇用創出事業だったのではないか。

以上、現行の公共事業の検証作業を通じて、私達が考える公共事業改革と仕事づくりの具体化を図ってゆきたい。

《お知らせ》 セミナー開催について

北海道对外文化協会主催によるCSR—企業の社会的責任やコンプライアンス、そこに働く労働者と労働組合がどのような役割を果たしていくべきなのか、「労働CSR—労使コミュニケーションの現状と課題」について、下記の通り講演を行います。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

記

日 時: 11月9日(金曜日) 13時30分～15時30分
場 所: KKRホテル札幌 札幌市中央区北4条西5丁目 TEL011-231-6711
講 師: 金属労協/IMF-JC 政策局部長 浅井 茂利氏
後 援: 連合北海道・(社)北海道雇用経済研究機構